

3 その他

- 1 共同相続された不動産につき、被相続人から相続人以外の第三者に直接所有権移転登記が経由された場合につき、共同相続人の1人が自己の持分の登記名義を回復するには、更正登記手続によることはできず、真正な登記名義の回復の手続によるべきものとされた事例

岐阜地裁大垣支判 平成10年3月26日

名古屋高判 平成11年2月3日

最一小判 平成12年1月27日 裁時1260-5、判時1702-84、判タ1025-114、金法1585-34、
金商1089-3

<事案の概要>

原告Xは被告Y1、Y2のおばであるが、Xの父Aは昭和27年、Y1、Y2の父B（Xの兄弟）は平成5年にそれぞれ死亡し、相続が発生した。

Aが生前所有していた4件の不動産について、それぞれAからBが単独相続したことを前提に、

不動産1についてはAからY1名義に所有権移転登記、不動産2についてはAの父からY1名義に所有権移転登記、不動産3についてはY1名義で所有権保存登記、不動産4についてはAからY2名義に所有権移転登記がなされた。

Xは、Aの相続人としてX及びBが不動産1ないし4を共同相続したことを前提に、それが登記上表示されるよう更正登記手続をY1、Y2に求めて訴えを提起した。

<裁判所の判断>

裁判所は不動産1ないし4の実体上の権利関係については一貫してXの主張を認め、第1審及び控訴審ではXの更正登記手続を認容した。

これに対し、最高裁は、次のように述べて、真正な登記名義の回復を原因とするY1らからXへの所有権一部移転登記を命じた。

更正登記は更正前後において登記の同一性が維持される場合に限って認められる。

したがって、不動産1、2及び4について、Y1らの被相続人B名義を経由せずに直接Y1ら名義になされた所有権移転登記を更正登記によりB名義への所有権移転登記及びBからY1らへの所有権移転登記に更正することはできない。

- 2 共同相続人の一部の者が、遺留分減殺請求権の行使により受贈者から取得すべき持分を超える持分を有償で受贈者から取得した場合において、その持分取得に係る登記は相続登記の更正登記の手続により行うことはできないとされた事例

東京地判 平成9年6月18日

東京高判 平成10年2月12日

最三小判 平成12年5月30日 家月52-12-39、裁時1268-1、判時1724-45、判タ1042-109、
金商1106-33

<事案の概要>

Aは昭和57年3月31日に本件土地をBに遺贈し、同年4月6日に死亡した。なお、本

件土地はAの相続財産の大宗を占めていた。Aの相続人は、Xら（Aの妻X、AとXとの間の子1名）、Yら（Aの先妻との子Y、Aの庶子2名）、他2人であった。

本件土地については、同月27日付けでAの法定相続人名義に法定相続分のとおり所有権持分移転登記を経由したが、Xらは本件遺贈を知り、昭和58年にBに対し遺留分減殺請求の訴えを提起したが、昭和59年にBと裁判上で和解し、XらがBに和解金を支払い、Xら以外の共同相続人を排除する形で本件土地の持分を取得することとなった。

Xらは、Yらを相手取って、本件相続登記をXらへの所有権移転登記に更生登記手続をするよう請求する訴えを提起した。

<裁判所の判断>

第1審及び控訴審は、遺留分減殺により取得する持分については、被相続人から直接相続を原因として移転登記を受ける（昭和30年5月23日民事甲973号法務省民事局長通達）ことを根拠にXらの請求を認容した。

これに対して、最高裁は、次のように述べて、Xらの訴えを斥けた。

- ① Xらが取得した持分は遺留分減殺請求により取得すべき持分を上回ること。
- ② XらがBに和解金の支払いを約束していること。

から、Xらは遺留分減殺によって持分を取得したということができない。

したがって、Xらの持分取得はBからの新たな物権変動に由来するものであり、その登記を既存登記の更正によってすることはできない。